



SB 34および AWGハイライト:

2011年6月14日 (火曜日)

コンタクトグループおよび 非公式協議が終日AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAの下で開催され、午後からは対応措置の実施の影響に関するSBI・SBSTA合同フォーラムが両グループ議長の主催で行われた。

コンタクトグループおよび 非公式協議

国別適応計画 (SBI): 午前の国別適応計画 (NAPs)に関する非公式協議では、締約国はテキスト草案の見直しに専念した。

いくつかの途上国締約国は、LDCのニーズに関して、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)の記載をさらに強調するよう要請した。また、多くの途上国がNAPへの支援を明確に示すよう繰り返し、ボンで本件に対応し、テキストに反映するよう求めた。ある先進国は、AWG-LCAの下で資金の議論を進展させる必要があると指摘し、グリーン気候基金がNAP支援で果たしうる役割について注意を喚起した。

NAPの各国の立案プロセスとの統合については、ある締約国が規範的になることに警戒を示し、国家主導のアプローチを求めた。その他の国々は一つのプロセスとしてNAPを明確に定義することを求めた。また、ある先進国がLDC専門家グループ (LEG)によるガイダンスを明確化する必要があると指摘した。

今後の方針については、いくつかの締約国が、NAPの様々な側面に関するワークショップの今後開催への関心をあらためて示した。少人数のグループ協議が続けられる。

資金 (AWG-LCA): AWG-LCAの下、資金に関して午前行われた非公式協議では、常設委員会についての検討が続けられ、気候変動への資金供与における一貫性と連携の改善と資金メカニズムの合理化との違い; 支援の測定・報告・検証(MRV)における常設委員会の役割; COPと委員会の関係について意見交換が行われた。

一貫性と連携の問題については、一部の締約国が気候変動資金の供与をUNFCCCの内と外で分離することに注目し、資金供与ギャップの特定、UNFCCC内外の資金源の概要の提供、資金フローと世界目標に対する進捗についての情報の収集といった面で常設委員会が果たしうる連携機能に対して注意を向



けた。また、UNFCCCの下で“溢れる資金”の合理化及びそれらの役割やグリーン気候基金との関連を再定義する必要性についても議論で取り上げられた。

常設委員会の役割については、“助言的 (advisory)” または“監督的 (supervisory)” なものとすべきか締約国は多岐にわたる意見の表明を続けた。常設委員会の機能・活動に焦点をあてるよう一部の締約国から提案されたが、他方、現実的なアプローチを提案する締約国もあり、気候変動の国際的な枠組みの進展やCOP決定書に対するガイダンスに特化する必要の特定などにおいて実効的な役割を果たせるよう常設委員会の権能を予断することに釘を刺した。

支援のMRVに関する論点としては、MRVを緩和に制限するかどうかという問題; 登録簿のようなツールの必要性; UNFCCCの下で本件に対処するためのメカニズム等があった。

市場および非市場的アプローチ (AWG-LCA): 午前の市場 および 非市場的アプローチに関する非公式協議では、市場および非市場的メカニズムの詳細に関するサブミッション提起が続き、その後これらのプレゼンテーションに関して全ての締約国による議論が行われた。

その後、今後の方針についての議論に入ったが、焦点となったのはAWG-LCAからダーバンCOPへ送る決定書草案に関して、その具体的な要素や構成などを含めて期待する内容の明確化の問題である。ある締約国から、新たな市場メカニズムは何れも国際的な枠組みの下で設立されるべきとの意見が上がった。具体的な要素については特に二重算定の防止措置などが指摘された。新たな市場メカニズムの創設、非市場的アプローチについて別個記載し、決定書2つを作成するよう求める締約国もあった。“非公式な非公式”協議が続けられる。

政府間組織の会合のための調整 (SBI): 午前のコンタクトグループでは、SBI 結論書草案がパラグラフ単位で検討されたが、カンクン会議の前向きな経験に沿う形でCOP・COP/MOPハイレベル協議を開催するための調整事項の提言に関して提案されている文言では、合意に至らなかった。また、会合間の1週間の追加会議を希望するかという点についても相変わらず多様な意見が残った。オブザーバー組織の参加に関する文言については、多くの国が参加の機会向上に賛同した。

見直し(AWG-LCA): 長期世界目標の見直しに関する非公式グループでは、これまでの議論や締約国が提出した意見書の論点を進行役が整理したメモについて、次々と意見が出された。

見直し(レビュー)の範囲については、これを長期目標の妥当性を見直しに限定すべきだとの意見や、COPが行うべき行動も成果見直しを踏まえて含めるべきだとの意見も出された。また、ある締約国は、途上国支援を見直すよう提案した。

手順については、見直しの実施にあたって既存のメカニズムを活用したいとし、新しいメカニズムに反対する意見が一部の締約国から上がった。意見のインプットについては、IPCC第4次評価報告書 (AR4)、

IPCC各作業部会からの第5次評価報告書 (AR5)への提案内容、および提案されている2年ごとの報告書などにスポットが当てられた。また、見直しの際に、損害防止と2°C 目標の引き下げによるメリットを検討すべきとの意見もあった。

その後、今後の方針について、進行役が新たな意見や情報を盛り込んで今のメモを修正すべきか、このメモを交渉テキストにすべきかとの問題などが検討された。非公式協議が続けられる。

附属書 I 国のさらなる約束 (AWG-KP): 午前の AWG-KPコンタクトグループ、スピンオフ・グループでは、各進行役が最新の交渉状況を説明した。

数値および 改正問題については、Leon Charles (グレナダ)が附属書 I 国の排出削減総量の規模、各国の数値目標および数値化された排出削減・抑制目標(QELROs)への変換が政治問題として残っていると指摘し、約束期間の長さについては多様な意見があるものの、締約国は明確に検討事項を示したと述べた。

LULUCFについては、不可抗力 (*force majeure*) が議論の中心となり、その適用においては明瞭さと整合性が必要だとの意見があがり、さらなる議論が必要となっている状況であるとPeter Iversen (デンマーク)が説明した。

柔軟性メカニズムについては、Pedro Barata (ポルトガル)が、テキストの簡略化に“ささやかな成功”があったとしたが、原子力をCDMとJIの対象に含めるかという問題や新メカニズムの設置を含め、ダーバンで対処すべき幾つかの問題が特定されたと述べた。

方法論バスケット問題については、AWG-KP 副議長 Diouf Sarrが、温室効果ガスをCO₂に換算して計算するための共通基準に関して地球温暖化係数 (GWP) を含め、色々な意見があると指摘した。新しい温室効果ガスについては、三フッ化窒素、新ハイドロフルオロカーボン(HFCs) およびパーフルオロカーボン (PFCs)に関して多様な意見があるものの、収束に向かっていると述べた。さらに、共通基準と新ガスに関する解決策を模索するため、ニュージーランドに草案グループを開催するよう求めた。

議論の中で、セントルシアが柔軟性メカニズムに関連する適格性基準や会計基準をスピンオフ・グループで取り上げるべきだとし、条件設定無しで自国の誓約レンジの中で高い方の数値に合わせるべきだと強調した。ボリビアは、各国の誓約と必要とされている数値とのギャップを減らす議論に集中すべきだと述べた。

オーストラリアは、カナダとともに、すべての主要排出国からの約束を含めた枠組みによって気候変動への最善の対応がなされるとし、AWG-LCAの下で構築される枠組みは“すべての国々による行動を一つにつなげる” べきだと述べた。オーストラリアは、AWG-KPトラックの下でのLULUCF問題に関係する技術的な問題を解決する必要があると強調した。

EUは、各国の誓約をQELROsへ転換させるには、いかに適用可能なルールの定義づくりができるかという点にかかっていると改めて述べ、市場メカニズムを含むテキストの大部分の議論を進展させることが不可欠だと強調した。また、第2約束期間に関する決定書は、MRV および国際的な協議および分析(ICA)での進展ならびに全ての主要排出国を参加させられる法的拘束力のある包括枠組みに向けた進展との絡みで検討されると述べた。

ノルウェーは、ダーバンにおいて、2°C目標に沿った環境的に意味ある成果を出すことが最重要の条件だとし、確実に、地球規模の枠組みへ全ての主要排出国を参加させること、完全なMRVの制度づくりを行うことが必要だと強調した。

ツバルは、ルールについては、他の交渉トラックのための情報の土台としてではなく、第2約束期間との関連で議論することが重要だと強調した。オーストラリア および ニュージーランドは、締約国が京都議定書あるいは、もっと幅広い気候レジームの下で約束をするかどうかに係わらず、“管理された森林は管理林である”と指摘して、交渉トラックをまたいで整合性あるルールづくりが必要だと強調した。

AWG-KP Macey議長は、各種スピンオフ・グループおよび政治的な議論が継続すると述べ、Alf Wills (南アフリカ) には現在からダーバンまでの間に必要なステップについて非公式協議を行うよう求めた。

法的オプション (AWG-LCA): 法的オプションに関するAWG-LCAの非公式グループでは、AWG-LCAの下での法的拘束力を有する 成果の必要性について各国の見解の相違については認識し、今後の方針について議論がなされた。

多くの途上国が、AWG-LCAでの進展を実現させるにはAWG-KPトラックでの進展が必要だとし、今後、AWG-LCAの下で法的拘束力を有する成果を出すことが議定書の第2約束期間を補完しうると強調した。また、法的な形式に関する議論はAWG-LCA非公式グループの議論の成果を予断する可能性があるとし、法的形式に対応するための成果が必要だと述べた。多くの国がAWG-LCAの成果はUNFCCCの諸原則や諸規定に基づくべきであると強調した。

UNFCCC 17条 (議定書)を踏まえて締約国が事前に提出した各種提案をもとに、法的形式のオプションに関するペーパーを進行役が準備する案に多くの締約国が賛同し、諸提案の実質的な要素を検討することが締約国間の理解を深めることにつながると述べた。一方、一部の途上国は、そうしたことを議論するのは時期尚早だと反対した。進行役がこうした議論を総括した文書を作成する案が出され、多数の国から支持された。

AWG-LCAの下での法的拘束力を有する成果として含めるべき要素について、一部の締約国が意見を示した。いくつかの先進国は、先進国の数値化された排出削減および途上国の国ごとに適切な緩和行動

(NAMA) をトップダウンで検討し、法的拘束力のある文書の中に市場メカニズム等の主要な要素を統合することを提案した。その他、排出削減については法的拘束力のある文書の中に入れ、もっと柔軟性を要する要素についてはCOP 決定書に入れるべきだとの意見があがった。また、自国の提案がいかに共通するが差異ある責任原則を含むUNFCCCの諸規定を反映しているか強調する国もあった。

対応措置に関するSBI/SBSTA合同フォーラム: SBIおよびSBSTAの議長が午後から、対応措置の実施の影響に関するフォーラムを開催した。最初に月曜日に開催されたフォーラムにおける特別イベントの報告が行われた。

アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、月曜のイベントの状況に関する説明を求め、対応措置に関するフォーラム設置を締約国の“圧倒的多数”が支持しているとレポートに反映させる必要があると強調した。サウジアラビアは、月曜のイベントは締約国の情報交換の場より上位の位置づけとすべきだと強調した。

EUは、特別イベントは意見を共有する場であると位置づけ、現在の会合はそうした意見を公式に表明する場であると述べた。また、米国とともに、効率的な作業の必要性を強調し、対応措置に関する既存の議題項目と作業フローを考慮するべきだと述べた。米国は、対応措置に関する議論を整理する必要があると述べたが、G-77/中国がこれに反対した。G-77/中国は、AWG-KPとAWG-LCAで関連問題を個別に検討するという具体的なマンデートについて強調した。

SBSTAのKonaté議長は、月曜の特別イベントが対応措置に関するフォーラムに係わる新しい概念についての理解を深めるために催されたものだと明言し、同フォーラムがコンタクトグループとして設置されることをSBI/SBSTAのプレナリーで両議長がはっきりと述べていると指摘した。その後、締約国には、対応措置に関する作業計画の要素とそれを稼動するための手順 について検討するよう求めた。

G-77/中国は、先進国の対応措置が途上国に及ぼす影響について直接意見を交換できる場を求め、特に、貿易関連の具体的な対応措置の設計に対応し、専門家からの技術的な意見を検討することを提案した。サウジアラビアは、対応措置に関する作業計画の目的を検討することから始めるよう提案した。

メキシコは、対応措置を取り上げる場の必要性を認識し、対応措置に対応する“中心的でユニークなスペース”を求めた。EUは、対応措置のプラスの影響を検討する必要があると強調し、オーストラリアとともに、既存のチャンネルやプロセスに焦点をあてるよう求めた。G-77/中国は、国別報告書などの既存のチャンネルは対応措置のマイナスの影響に関する情報共有の場としては十分ではないと強調し、非附属書I 国の国別報告書には長いタイムラグがあると強く主張した。EUは、京都議定書に基づく附属書I 締約国の年次報告書を強調したが、これに対して中国は、EUの第5回国別報告書の中で、対応措置の影響

に関する記載は僅か2-3頁足らずで、それもプラスの影響に特化したものだと指摘した。このフォーラムは水曜日に再開される。

CDM理事会の決定に対する控訴 (SBI): 午後のCDM理事会の決定書に対する控訴（アピール）に関する非公式協議では、CDM理事会の決定に対する控訴の手続き、メカニズム、制度的なアレンジについてテキスト草案を検討した。控訴の対象範囲については、CDM理事会のプロジェクト登録および認証排出削減量(CER)発行の要請を承認する決定を含めるべきか、そうした要請を却下する決定に限定するべきかという点で意見が分かれた。また、控訴機関として、新組織を発足させるか、遵守委員会の執行部を活用するかという点でも意見が分かれた。

COP/MOPが規定するとおり、プロジェクトの登録却下またはCER発行要請を却下する決定に対する控訴手続きが、同グループの中心的作業であるといくつかの締約国が指摘した。また、一部の締約国は、CDM理事会のメンバー3名が要請した場合、あるいはプロジェクト提案に関与する締約国が要請した場合だけ再審査を実施するため、特定のプロジェクトは自動的に登録されていると指摘し、そうした場合にCDM理事会の決定に対する控訴として、当該のプロジェクト登録要請を承認させるのが適当だと述べた。ある締約国は、締約国がCDM理事会の決定に対する控訴にプロジェクト承認を認める場合、この決定は遡及的に適用するべきではなく、あくまでも控訴手続きが確立した後の新プロジェクトだけに適用するべきだと主張した。

共同議長が締約国の見解を考慮に入れてテキストを修正し、協議を続ける。

資金メカニズム (SBI): 資金メカニズムに関する午後の非公式協議では、LDC作業計画の残りの要素の実施と地球環境ファシリティー(GEF)に対するガイダンスが取り上げられた。また、気候変動プロジェクトの国家経済環境開発研究(NEDDs)、およびUNFCCCの下での全球気象観測に関する結論書草案が検討された。LDC作業計画の実施に関するGEFに対するガイダンスに係わる諸問題は資金メカニズムグループで取り扱われることになったと伝えられた。

その後、LDC 基金 (LDCF) が議論され、GEFが必要なガイダンスの種類が検討された。LDC作業計画の残りの要素の実施を促進するため、現在行われているNAPAの実施を支援することをGEFに要請するとの決定書 5/CP.16 (LDCFの運営のためのさらなるガイダンス)は、曖昧過ぎるとの意見が出された。GEFには次回会合でグループに求めるガイダンスの種類を明確に示すよう求めた。

REDD+関連活動のための方法論的ガイダンス (SBSTA): 午後の非公式協議で、森林関連の排出量と各国のモニタリングシステムに係わるMRVの手順について議論が行われ、進行役から結論書草案の紹介があった。

多くの締約国がコペンハーゲンとカンクンで既に合意済みのREDD+のMRVの要素を強調した。また、REDD+のMRVは特に、NAMAのMRVに対する如何なるガイダンスとも整合性を図るべきだとし、利用側に負担をかけず、国家主権や各国の状況や能力を尊重し、シンプルで透明性があり柔軟で費用対効果の高いものにすべきだとの意見があった。一部の締約国が、REDD+の対象範囲だが必ずしも排出削減につながらないという森林保全活動との関連においてMRVを明確にするよう求めた。強制的な炭素貯蓄およびガスについて明確にすることが鍵だとの指摘もあがった。準国家レベルのリーケージを回避するため、ある締約国からは、国レベルでのMRVに対する支持もあった。

国別報告書を通じて関連情報を報告するという案を一部締約国が支持した。別の締約国が参照レベル・参照排出レベルとMRVとの関連性を強調した。パイロットプロジェクトにおいて、どのようにMRVに対応しうるかとの質問があがり、REDD+活動の早期実施段階におけるキャパシティビルディングを考慮するよう求める意見もあった。

また、算定制度の中で土地ベースのアプローチを考慮に入れるよう提案があった。多くの途上国は資金的支援に係わるMRVの必要を指摘したが、ある先進国は別の場で本件を取り上げるべきだと応じた。MRVの制度内のセーフガードを検討することが提案されたが、別の締約国の反対を受けた。

結論書草案については、多くの締約国が、締約国からのサブミッションに加えて、オブザーバーからもサブミッションを受け付けるよう提案した。セーフガード、森林参照レベル・参照排出レベルに関連する手順として考える要素として、多くの締約国が結論書草案の中の付属書への加筆を提案した。議論が継続される。

ナイロビ作業計画 (SBSTA): 午後から影響、脆弱性および 適応に関するナイロビ作業計画 (NWP) の非公式協議 が開かれ、まずは今後の方針として3つの選択肢が議論された“非公式な非公式”会合の報告から始められた。すなわち、①議題項目としての価値を失ったNWPの検討終了、②近い将来のNWPのレビュー継続、③レビューを実施、SBIに情報・助言を送付、今後の作業計画の活動を定義という内容だが、締約国はSBIへの助言内容の明確化と今後の作業計画の活動定義を中心とする案を選んだと伝えられた。

その後、パラグラフごとにテキスト草案の検討作業が行われた。行動の誓約やSBSTAへの情報提供を通じて締約国を支援するための組織の奨励についてはコンセンサスが得られた。また、成果物や政策物に関するテキストも検討され、特にSBSTAがNWPのレビューを実施することを示す文言で合意を見た。連携の強化については、SBIの作業と適応委員会の“今後の作業”をいかに委任するかが討議され、2、3の途上国が適応 委員会の記述は残すべきだと主張した。

草案グループ内の非公式協議が続けられる。



CDMのマテリアリティ基準(SBSTA): CDMのマテリアリティ (重大性) の基準に関する午後の非公式協議で、SBSTA結論書草案と付属書がパラグラフごとに検討された。今後のステップについては、COP/MOP 7での決定書採択をめざしSBSTAに勧告させる案が一部から支持を受ける一方で、SBSTAが引き続きSBSTA 35でも本件を扱う案も支持された。また、CDMの マテリアリティ基準の定義、範囲、適用に関する文言も検討された。非公式協議がつづく。

数値 (AWG-KP): 午後のAWG-KP スピンオフ・グループで、事務局から、割当量単位 (AAUs)繰り越しの対応策に関する修正版ノンペーパーが紹介され、①繰り越しに関する規定をそのまま残す、②余剰AAUの利用を国内遵守目的だけに制限、繰り越しに上限設定および/またはハイトレンド調整の活用、③繰り越しの廃止という3つのオプションが示された。

ハイトレンド調整の概念については、前回レビューを終えた毎年のGHGインベントリとAAUsの関係によって第2約束期間中に発生した余剰文の問題に対応する目的で考案されたものであるとして締約国から説明があった。それによると、第2約束期間には“人為的に高い” QELROsのため、前回のレビュー済み排出量より高いAAUsをもつ締約国が国内遵守の目的だけに差分を活用できるようにするというもの (ハイトレンド調整)。また、バンキングとトレーディングは、純粋に超過達成した締約国に適用されるシステムであり、前回のレビュー済みインベントリの数値よりAAUが下回る国が余剰分をバンキングできる。いくつかの途上国は、毎年排出量が増える可能性があるとして懸念を示し、数年間の排出量を平均させる案が望ましいと示唆した。

ある途上国は、余剰AAUの繰り越しは望まないが、次善策として国内使用の上限・制限を設定することとハイトレンド調整を一部組み合わせることだと述べた。先進国の締約国は、上限には%と固定量を含め、締約国にどちらでも高い方を選ばせるべきだとし、これにより、先進国の小国や事業者、林業、マッチしない約束期間のサイクルに直面している方面に必要な柔軟性が提供できると述べた。余剰AAU繰り越しの議論は継続する。

廊下にて

火曜日もコンタクトグループと非公式会合でギッシリであったが、そろそろ時間不足を心配する向きが多くなってきた。水曜日に予定されるビューロー会合を視野に入れ、次の会合間会議が多くの参加者の口端に上った。追加会合はボンの成り行き次第といくつかの国が明言しており、UNFCCC事務局長は今国会合が終わる金曜日までに会合用の資金を手当てするというコミットメントがでなければ追加会合の開催はムリだと通告していたのにもかかわらず、多くの出席者が楽観的で、次は遠く離れた中米か



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

アジアになるか、あるいはそれがダメならば勝手の知れたボンMaritim Hotelになるのか等と候補地について予想を立てていた。

一方、オブザーバーと参加の問題も、廊下での話題となっていた。AWG-LCAの法的オプションやSBIのNAP等の問題に関して、多くの非公式グループが門戸を開放していた。REDD+に関するSBSTA非公式会合にオブザーバー参加を認める件について締約国が行った意見交換について、あるベテラン交渉官は「ついにオブザーバーの入室を認めるとグループの意見が一致して良かった。オブザーバーの目の前でテキスト草案を議論するのは不愉快だと感じる国もあったため、議題項目の順序を少し修正しなければならなかったが、その価値はあった。」という。議論の場からでてきたNGOのオブザーバーの一人は「REDD+の主要な特徴を形づくる議論に関与することが重要だと感じている。それが、おそらくは私たちに影響してくるものだから」と語っていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.